

鎌倉市耐震改修促進計画

平成19年9月

平成27年9月改定

令和3年3月改定



鎌倉市耐震改修促進計画

目 次

第1章 計画の目的等

1	大震災からの教訓	1
2	計画の位置付け・目的	2
3	計画期間	2
4	耐震改修促進法の改正概要	3
5	市民（所有者・管理者）と市の取組	3

第2章 計画策定の背景等

1	鎌倉市で想定される地震	4
---	-------------	---

第3章 建築物の耐震化の現状と目標

1	住宅と多数の者が利用する建築物	8
2	公共建築物	11

第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

1	耐震化の促進に係る基本的な考え方	14
2	耐震化を促進するための施策	14
3	住宅の耐震化の促進	15
4	多数の者が利用する建築物の耐震化の促進	17
5	その他の地震時における建築物等の安全対策	20

第5章 耐震改修等を促進するための指導・助言等

1	耐震改修促進法による指導・助言の実施	21
2	耐震診断の実施を義務付けられた建築物への対応	21
3	耐震診断の結果の公表	21

関連要綱等

1	鎌倉市耐震相談及び耐震診断の実施に関する要綱
2	鎌倉市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱
3	鎌倉市危険ブロック埠等対策事業補助金交付要綱
4	鎌倉市マンション耐震診断補助金交付要綱
5	鎌倉市公共建築物耐震対策の実施方針

第1章 計画の目的等

1 大震災からの教訓

平成23年3月11日14時46分に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が約2万人に達し、全壊建築物が13万戸、半壊建築物が26万戸の被害を出しましたが、現行の基準に従って建設・補強された建築物は、地震の揺れによる損害は限定的で、死傷者や経済的な損害の大半は津波によるものでした。宮城、岩手、福島の3県は甚大な被害を受け、これほどまでに大きい災害が発生することは予想されていませんでした。

平成24年7月の中央防災会議防災対策推進検討会議最終報告では、「21世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されている。加えて、首都直下地震、火山噴火等の大規模災害が発生するおそれも指摘されている。これらの災害が、最大クラスの規模で発生した場合に、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することはほぼ確実である。」と示されていることから、建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、住宅・建築物の耐震化の促進が喫緊の課題となっています。

特に、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、地震を直接の死因とする5,502人のうち、約9割の4,831人は、家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるものでした。

また、建築震災調査委員会の報告書では、昭和56年6月1日の建築基準法の改正によって強化された新耐震基準^{*1}に基づいた建築物は、倒壊に至るような大きな被害が少なかったとのことで、この傾向は、平成16年の新潟県中越地震においても顕著でした。

こうしたことから、大規模地震による被害を減少させるためには、新耐震基準が導入される前の建築物について耐震性の向上を図ることが重要です。

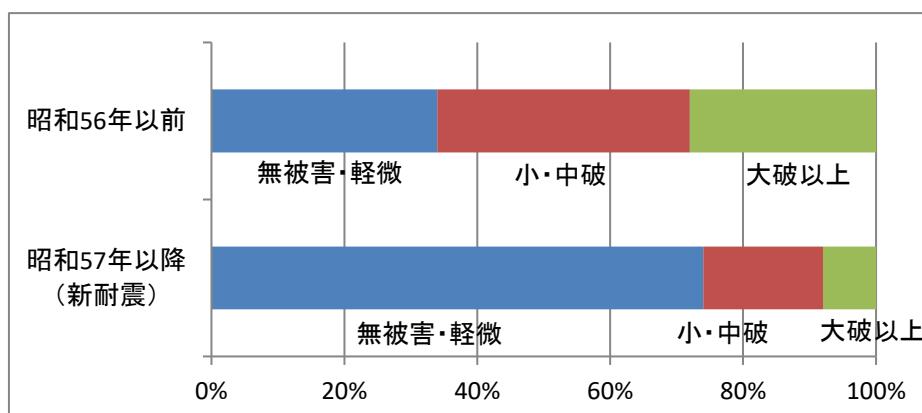
阪神・淡路大震災死因別死者数

平成7年度版「警察白書」より

	死者数
家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831 (88%)
焼死体（火傷死体）及びその疑いのあるもの	550 (10%)
その他	121 (2%)
合 計	5,502 (100%)

建築物被害（新耐震基準導入前後比較）

（阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告書（平成7年）より）



2 計画の位置付け・目的

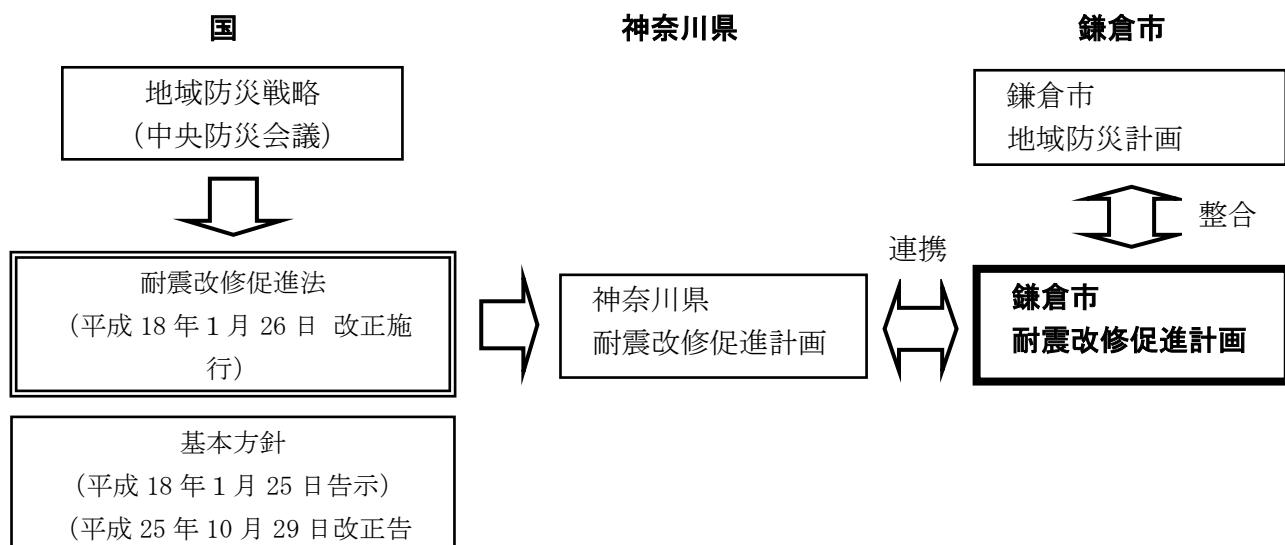
本市は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号、以下「耐震改修促進法」という。）」に基づく法定計画として、鎌倉市耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）を平成 19 年 9 月に策定しました。

その後、平成 25 年 11 月の耐震改修促進法の改正、施行によって、不特定かつ多数の者や避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模な建築物に対して耐震診断を義務付けるなど、建築物の耐震改修の促進に向けた取組が強化され、国の基本方針の改正及び県の耐震改修促進計画が改定されたことから、本市でも促進計画を改定しました。

促進計画は、建築基準法の新耐震基準が導入される前の既存建築物の耐震化を図ることにより、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的として、耐震化の目標と施策等を定めています。

3 計画期間

促進計画の期間は、平成 27 年度から令和 3 年度までの 7 年間とします。なお、計画の目標、制度内容、期間については、制度の見直しや法改正、大規模地震発生があった場合など、必要に応じて隨時見直しを行います。



※ 1 「新耐震基準」

宮城県沖地震（昭和 53 年）等の経験から、昭和 56 年 6 月 1 日に建築基準法が大幅に見直されて改正、施行されました。この基準を「新耐震基準」と呼んでいます。新耐震基準では、設計の目標として、中地震に対してはほとんど損傷なく建物の機能を保持し、大地震（関東大震災程度）に対しては建築物の架構に部分的なひび割れ等の損傷が生じても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととしています。

4 耐震改修促進法の改正概要

平成 25 年 11 月の耐震改修促進法の改正では、建築物の耐震改修を促進する取組が強化されました。具体的には、「耐震診断の義務付けと耐震診断結果の公表」、「耐震改修・耐震改修の努力義務の拡大」、「耐震改修の認定基準の緩和」、「耐震性に係る表示制度の創設」などが盛り込まれました。

耐震診断の義務付けと耐震診断結果の公表

対象建築物の所有者は、定められた期限までに耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁へ報告すること、そして所管行政庁はその報告内容を公表することが義務付けられました。耐震診断の義務付け対象建築物は、昭和 56 年 5 月末日以前に工事着工した建築物のうち、以下に該当するものとします。

【要緊急安全確認大規模建築物】 報告期限：平成 27 年 12 月 31 日

- ・病院、店舗等の不特定かつ多数の者が利用する建築物で、大規模なものとして政令で定めるもの
- ・小学校、老人ホーム等の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物で、大規模なものとして政令で定めるもの
- ・一定量以上の危険物を取扱う建築物で、大規模なものとして政令で定めるもの

【要安全確認計画記載建築物】 報告期限：都道府県又は市町村が定める期限

- ・広域防災拠点となる建築物（都道府県指定）
- ・避難路沿道の建築物（都道府県又は市町村指定）

耐震診断・耐震改修の努力義務の対象拡大

耐震診断・耐震改修の努力義務の対象が全ての建築物へ拡大されます。

耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例措置の創設

耐震性を向上させるために増築を行うことで、容積率・建ぺい率制限に適合できなくなる場合に、所管行政庁がやむを得ないと認め、耐震改修計画を認定したときは、当該制限は適用されません。

耐震性に係る表示制度の創設

建築物の所有者等は、所管行政庁から建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができます。認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示できます。

5 市民（所有者・管理者）と市の取組

改正耐震改修促進法により、耐震関係の基準に適合していない全ての建築物について、耐震化の努力義務が課せられました。市民、建築物の所有者等は、自らの生命・財産は自らが守るという意識を持ち、耐震診断及び耐震改修に努めるものとします。

そこで、市は国や県と連携して、こうした所有者等の取組を支援するために、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度の構築など、必要な施策を講じて、耐震改修を実施する上で阻害要因となっている課題を解決していきます。

第2章 計画策定の背景等

1 鎌倉市で想定される地震

鎌倉市は、大正12年(1923)の関東大震災（大正関東地震）によって、強烈な揺れや火災、津波等により、特に沿岸地域では壊滅的な被害が発生しました。相模湾沿岸地域では、このような相模トラフを震源とする巨大地震の発生と、それに伴う被害の発生が懸念されます。

国の地震調査研究推進本部の「相模トラフ沿いの地震活動の長期評価について（平成16年8月23日）」によると、南関東においては大正関東地震の再来型の地震（南関東地震）の地震発生確率は低く、200～400年の周期をもって発生するとされています。その反面、マグニチュード7級の「東海地震」が今後30年以内での地震発生確率が高く、そのうえ、県内には「三浦半島活断層群」が分布しており、南関東における地震の発生と、それに伴う鎌倉市域の被害が懸念されます。さらに、平成24年3月に県から発表された今後発生し得る最大の地震及び津波想定が、また、同年8月には内閣府から南海トラフの巨大地震に関する津波高・浸水域・被害想定が出されており、これらに基づいて本市では、鎌倉における地震及び津波被害の想定を検討しています。

なお、「想定地震」の後に示す本市の地震被害は、「神奈川県地震被害想定調査報告書」（平成21年3月）に示された「南関東地震」「神奈川県西部地震」「東海地震」「神縄・国府津一松田断層帯の地震」「南関東地震と神縄・国府津一松田断層帯の連動地震（参考）」「三浦半島断層群の地震」「東京湾北部地震」「神奈川県東部地震」「元禄型関東地震」の想定地震から設定しました。

国の地震被害想定調査に基づき、本市で想定している地震は次のとおりです。

（平成24年8月発表）

想定地震	説明
①南海トラフ巨大地震	『南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）』津波断層モデル編—津波断層モデルと津波高・浸水域等について—（平成24年8月29日 内閣府〔防災担当〕発表）は、「本報告の津波断層モデルは、マグニチュード9相当の巨大地震の中でも最大級のものであり、これにより推計される津波高・浸水域等は、最大クラスの津波によるものである」とし、「津波断層モデルの平均応力降下量及び大すべり域等の設定」は、「2011年東北地方太平洋沖地震、2010年チリ地震、2004年スマトラ地震といった世界の巨大な地震の解析事例の調査に基づき」実施したとしています。 南海トラフ巨大地震の鎌倉における最大津波高は10mで、最大浸水域は1.7km ² と示されました。
②相模トラフ巨大地震	想定未公表

県の地震被害想定調査に基づき、本市で想定している地震は次のとおりです。

(平成24年3月発表)

想定地震	説明
①明応型地震	<p>明応年間(1492～1501)当時に過去最大規模の津波があったという推測により、神奈川県が設定した想定地震です。県「津波浸水想定検討部会」が、相田勇「東海道沖におこった歴史津波の数値実験」(1981)に基づき、東海道沖の「相田モデル(M04)」(「明応型」)を南東方向へ移動し、プレート内地震として反転した高角断層として、津波到達高を想定しました。マグニチュードは8.4相当で、鎌倉における津波の想定最大到達高を12.30mとし(地盤変動位を考慮したとする由比ヶ浜でのデータ)、想定浸水域は下記「慶長型」より「明応型」としたものの方が広範囲(3.01km²)であるとしています。</p> <p>なお、この地震の想定の根拠は『鎌倉大日記』に書かれた明応4年(1495)の地震関連記事及び『異本塔寺長帳』所載の同7年(1498)の記事であるといいますが、現在では記事自体の信憑性や、今回の想定に対する史料の読み方及び取り扱いなどについて様々な議論があります。</p>
②慶長型地震	<p>県は、最大規模の津波を発生させる地震として、「慶長型」津波を想定しました。「明応型」地震よりも沖合の相田(1981)の断層モデル「相田モデル(KT3)」(「慶長型」)をもとに想定したもので、高角正断層として房総半島沖まで延長し、マグニチュードは8.5相当で、津波最大到達高を鎌倉で14.39mとしています(地盤変動位を考慮したとする由比ヶ浜でのデータ)。</p> <p>慶長9年(1605)にあったとされる地震は、地震学や地学などの分野で「津波地震」とされていますが、慶長年間(1596～1615)当時の史料は全国的に見ても僅少であり、詳細は不明です。</p>
③南関東地震 (大正関東地震の再来型)	<p>相模トラフを震源域とするマグニチュード7.9相当の地震で、大正12年(1923)の大正関東地震の再来型とされています。国の地震調査研究推進本部によって今後200年～400年先に発生の可能性が高いとされており、地震に強い長期的なまちづくりの目標とすべき地震です(今後50年間の発生確率0～7%とされています)。地震本部の大都市大震災軽減化特別プロジェクトにより震源の研究が進んでおり、現在、海岸保全における津波防護目標とされています。</p> <p>滑川沿いの低地部で最大震度7となり、市の多くの地域では震度6強の揺れが想定されています。</p>
④神奈川県西部地震	<p>神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7相当の地震です。前回の調査において、南関東地域直下の地震の一タイプとして、発生の切迫性が指摘されている地震として想定されました(発生間隔は約70年とされています)。今回も前回の調査に準じて同地震の想定を行いました。</p> <p>本市の最大震度は5強と想定されますが、ほとんどの地域では震度5弱の揺れとなります。</p>
⑤東海地震	<p>駿河トラフを震源域とするマグニチュード8相当の地震で、国の地震防災戦略の対象とされている地震です。大規模地震対策特別措置法で地震発生の予知が可能とされている地域であり、その切迫性が指摘されています。中央防災会議の「東海地震に関する専門調査会」において、東海地震の断層モデルや地震動、津波の予測、被害の想定がなされています(地震調査研究推進本部によれば、発生間隔は約120年と考えられ、今後30年間の発生確率が87%とされています)。</p> <p>本市の最大震度は5強と想定されますが、ほとんどの地域では震度5弱の揺れとなります。</p>

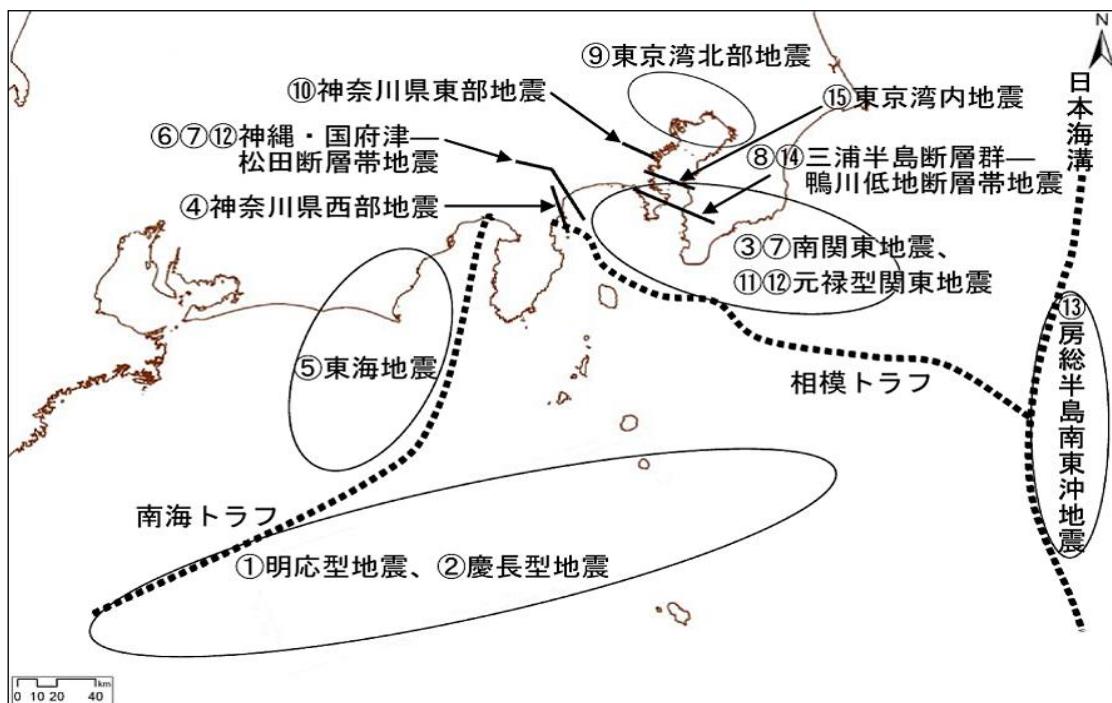
⑥神縄・国府津—松田断層帶の地震	<p>同断層帶とその海域延長部を震源域とするマグニチュード7.5相当の地震です。同断層帶は、地震本部の長期評価では、国内の主な活断層の中で、今後30年以内に地震が発生する可能性が高いグループに属するとされていますが、一方で同長期評価では、「神縄・国府津—松田断層帶では、大都市大震災軽減化特別プロジェクトなどの調査結果により、相模トラフで発生する地震の想定震源域との関係が指摘されるなど、新たな研究成果が得られつつあります。この付近の地下深部の構造については、今回の評価には反映されていなかったため、後日改めて再度評価を行う必要がある」とも指摘しています。なお、地震調査研究推進本部によれば、当該想定地震の発生間隔は約800～1300年とされ、今後50年間の発生確率が0.4～30%とされています。</p> <p>本市の最大震度は6強と想定されますが、ほとんどの地域では震度5強～6弱の揺れとなります。</p>
⑦南関東地震と 神縄・国府津—松田断層帶の連動地震（参考）	<p>大都市大震災軽減化特別プロジェクトなどの調査において、国府津—松田断層がプレート境界の巨大衝上断層からの分岐断層である可能性が指摘されたことを踏まえ、神縄・国府津—松田断層帶が南関東地震の震源断層からの分岐断層となり、両者が連動して活動するマグニチュード7.9相当の地震を想定しました。</p> <p>本市の最大震度は7と想定されますが、ほとんどの地域では震度6強の揺れとなります。</p>
⑧三浦半島断層群の地震	<p>三浦半島に分布する活断層群を震源域とするマグニチュード7.2相当の地震です。国の地震調査研究推進本部の長期評価では、国内の主な活断層の中で、今後30年以内に地震が発生する可能性が高いグループに属するとされています。一方、相模トラフで発生する地震の想定震源域との関係が指摘されるなど、新たな研究成果も得られつつあります。なお、地震調査研究推進本部により、東北地方太平洋沖地震後の活断層の長期評価において、発生確率が高まったと指摘されています。</p> <p>本市の最大震度は7と想定されますが、ほとんどの地域では震度6弱～6強の揺れとなります。</p>
⑨東京湾北部地震	<p>国の地震防災戦略の対象とされている地震で、中央防災会議の「首都直下地震対策専門調査会」では、首都圏付近のフィリピン海プレートと北米プレート境界の地震について、近い将来に発生の可能性が高い地震の領域として東京湾北部を想定しています。中央防災会議で発生率の高い地震として設定されており、今回は、この想定に準じてマグニチュード7.3相当の地震を想定しました。</p> <p>本市の最大震度は6弱と想定されますが、ほとんどの地域では震度5弱の揺れとなります。</p>
⑩神奈川県東部地震	<p>県庁直下を震源域とするマグニチュード7相当の地震です。蓋然性のある地震モデルではありませんが、前回の調査で南関東地域直下の地震の一タイプとして危機管理的に想定されました。今回も前回調査に準じましたが、地震本部地震調査委員会の強震動評価を参考にして、断層面積を大きめに設定しました。</p> <p>本市の最大震度は6弱と想定されますが、ほとんどの地域では震度5弱～5強の揺れとなります。</p>

⑪元禄型関東地震	相模トラフ沿いのプレート境界で発生し、房総半島南沖から南東沖にまで震源断層が広がっているマグニチュード8.1相当の地震です。「首都直下地震対策専門調査会」では、平均発生間隔は2,300年程度であり、今後100年以内に発生する確率はほとんどないとして検討の対象外としていますが、歴史記録にある既往の最大津波を発生させた地震として想定しました（地震調査研究推進本部によても発生間隔は約2,300年と考えられ、今後50年間の発生確率が0.0%とされています）。
⑫元禄型関東地震と 神縄・国府津一松田断 層帶の連動地震	可能性がある連動ケースとして、元禄型関東地震と、神縄・国府津一松田断層帶地震の連動地震を新たに想定しました。元禄型関東地震の発生の3分後に、神縄・国府津一松田断層帶地震が発生するシナリオを想定しました。
⑬房総半島南東沖地震	過去に発生した事例はありませんが、今後日本海溝付近で起きる可能性がある地震として房総半島南東沖の三重会合点（三つのプレート境界が交わる点）付近で生じる地震（規模は明治三陸地震程度）を新たに設定しました。震源が比較的遠いため、地震の揺れはあまり大きくなくても津波は比較的大きいものとして対象としました。
⑭三浦半島断層群～ 鴨川低地断層帶地震	従来は、中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」の想定に準じたモデルを用いていましたが、津波の観点から、東京湾内部への影響を考え、東京湾湾口部で生じる可能性がある地震として、三浦半島断層群から鴨川低地断層帶へと向かう海域を含めた断層を新たに想定しました。
⑮東京湾内地震	首都圏減災プロジェクトで新たに見つかった、本牧から君津付近の断層を震源とする地震です。活断層かどうかは明らかではありませんが、東京湾内部への影響が大きい地震の一つとして新たに想定しました。

参考資料：『国の南海トラフの巨大地震に関する津波高、想定浸水域、被害想定の事前説明』資料 平成24年8月24日
『津波浸水想定検討部会における津波浸水予測検討中間とりまとめ』平成23年9月2日 同検討部会
『神奈川県地域防災計画』地震災害対策計画 平成24年4月 県防災会議 等

想定地震の震源域分布図

（『神奈川県地域防災計画』～地域災害対策計画～ 平成24年4月 県防災会議 所載図を基に作成）



第3章 建築物の耐震化の現状と目標

1 住宅と多数の者が利用する建築物

平成17年の東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（中央防災会議決定）や、平成18年に国が策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」では、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年度までに90%にすることを目標としています。

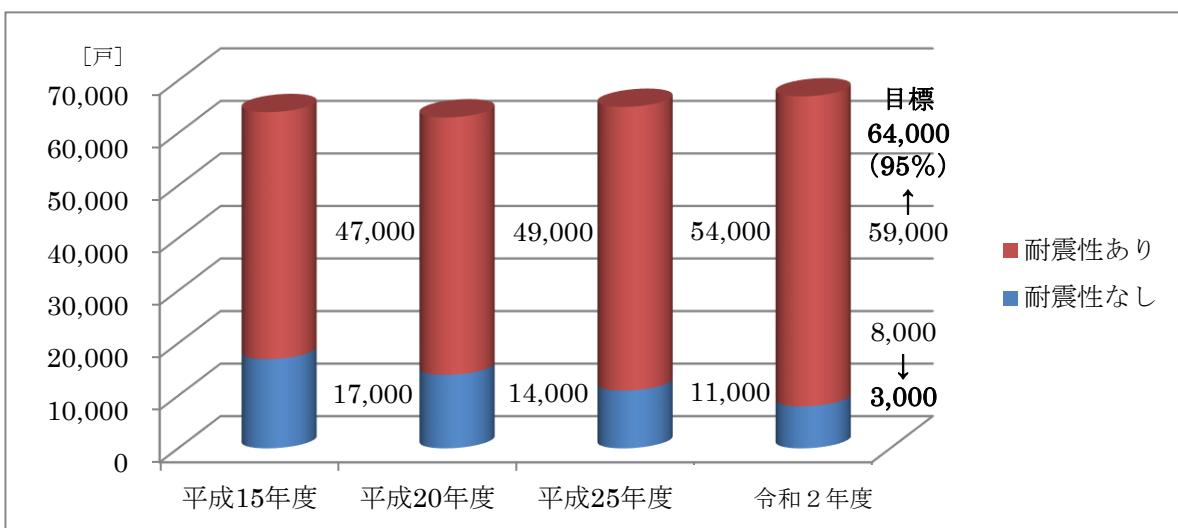
住宅については、新成長戦略（平成22年6月閣議決定）、住生活基本計画（全国計画、平成23年3月閣議決定）、日本再生戦略（平成24年7月閣議決定）において、令和2年度までに耐震化率を95%にすることを目標として設定しています。

また、神奈川県の耐震改修促進計画においては、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標を令和2年度までに95%と定めています。

本市においては、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化が令和2年度までの目標95%に達していないことから、引き続き目標を令和3年度までに95%と定め、耐震化を進めていきます。



住宅の耐震化の推計【参考】



	平成 15 年度	平成 20 年度	平成 25 年度	令和 2 年度
耐震性なし (S56 年以前)	17,000	14,000	11,000	8,000
耐震性あり	47,000 (73.4%)	49,000 (77.8%)	54,000 (83.1%)	59,000 (88.1%)
耐震性あり (S56 年以前)	13,000	10,000	9,000	6,000
耐震性あり (S57 年以後)	34,000	39,000	45,000	53,000
建築年度不明	1,000	6,000	6,000	—
住宅総戸数 (建築年度不明を除く)	64,000	63,000	65,000	67,000

平成 25 年までの値は「住宅・土地統計調査（居住世帯ありの住宅数）」によるもので、令和 2 年度は推計値（単位：戸）

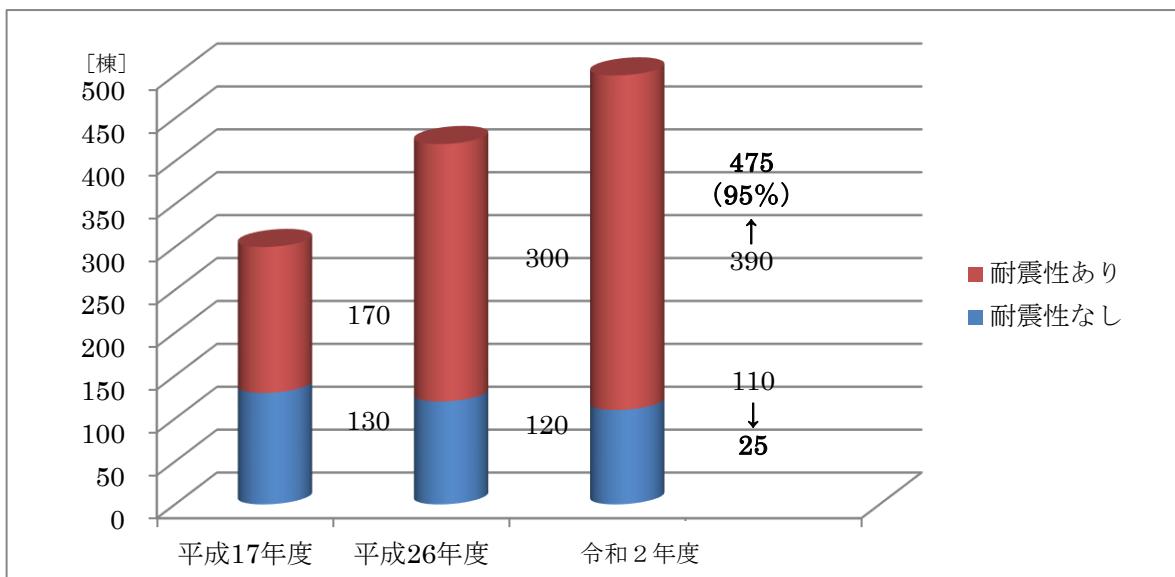
鎌倉市における平成 25 年度の住宅総戸数は約 65,000 戸です。

そのうち、耐震性のある住宅は、昭和 56 年以前（新耐震基準が導入される以前）の耐震性があると推計される住宅と昭和 57 年以降の住宅を合わせて約 54,000 戸（耐震化率約 83%）と推計されます。

また、特に対策を行わない場合、令和 2 年には住宅総戸数の約 67,000 戸に対して、耐震性のある住宅は約 59,000 戸（耐震化率約 88%）になると推計されますが、耐震化の目標を令和 3 年度についても 95% と定め、引き続き目標に向けて耐震性のある住宅を

約 64,000 戸にすることを目指し取り組みます。

多数の者が利用する建築物の耐震化の推計【参考】



	平成 17 年度	平成 26 年度	令和 2 年度
耐震性なし (S56 年以前)	130	120	110
耐震性あり	170	300	390
耐震性あり (S56 年以前)	10	20	30
耐震性あり (S57 年以後)	160	280	360
合 計	300	420	500

令和 2 年度は推計値（単位：棟）

鎌倉市における平成 26 年度の多数の者が利用する建築物（学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームなど）のうち、民間建築物は約 420 棟あります。

そのうち、耐震性のある建築物は、昭和 56 年以前（新耐震基準が導入される以前）の耐震性があると推計される建築物と昭和 57 年以降の建築物を合わせて約 300 棟（耐震化率約 72%）と推計されます。

また、令和 2 年には多数の者が利用する建築物の総数の約 500 棟に対して、耐震性のある建築物は約 390 棟（耐震化率約 78%）になると推計されますが、耐震化の目標を令和 3 年度についても 95% と定め、引き続き目標に向けて耐震性のある建築物を**約 475 棟**にすることを目指し取り組みます。

2 公共建築物

公共建築物の耐震化については、利用者の安全確保だけではなく、災害時の拠点となる施設としての機能確保の観点からも、計画的に耐震化を進めていきます。

(1) 対象建築物

促進計画において対象とする公共建築物は、市有建築物のうち、耐震改修促進法に定められている「特定既存耐震不適格建築物」の用途と規模に該当する建築物と、鎌倉市で定期点検の対象としている建築物（倉庫、自動車車庫で市民等が利用しない附属建物を除く）とします。

また、対象施設の防災上の位置付けとして、「災害時の拠点となる施設」と「その他の施設」に分類します。

対象建築物の棟数は 213 棟で、そのうち、災害時の拠点となる施設が 83 棟となっています。

表 対象建築物

用途及び規模	
特定既存耐震 不適格建築物 ^{*1}	多数の人が利用する建築物で一定規模以上のもの ※1 特定既存耐震不適格建築物の用途と規模は、13 ページの表を参照
定期点検 対象建築物	建築基準法に基づく定期点検対象建築物 ・建築基準法別表第1 (い) 欄に掲げる用途の特殊建築物 ^{*2} で、その用途に供する部分の床面積の合計が 100 m ² を超えるもの ・事務所その他これに類する用途の建築物のうち、階数 5 以上かつ延べ面積が 1,000 m ² を超えるもの ※2 特殊建築物の例：公会堂、集会場、病院、児童福祉施設・老人福祉施設等、共同住宅、学校、体育館、美術館、図書館、倉庫、自動車車庫 等 市で定期点検対象建築物に定めているもの ・事務所その他これに類する用途の建築物 ^{*3} で階数 2 以上又は延べ面積が 200 m ² を超えるもの ※3 環境保全施設（クリーンセンター、浄化センター）の事務所棟等も含む

表 対象建築物の防災上の分類

用 途	施設の例
1. 災害時の拠点となる施設	
災害対策本部等の役割を担う施設	・市役所 ・消防署、消防出張所
地域防災拠点、ミニ防災拠点、避難所として位置付けられている施設	・地域防災拠点（支所） ・ミニ防災拠点（小中学校） ・一時滞在施設（鎌倉生涯学習センター、鎌倉芸術館） ・福祉避難所（老人福祉センター）
2. その他施設	
福祉施設等	・保育園　・子どもの家、子ども会館　・高齢者福祉施設
市民等利用施設 (不特定多数が利用する施設)	・青少年会館、学習センター、中央図書館、スポーツ施設等 ・博物館、美術館、記念館 ^{*等}
都市の供給処理施設	・下水処理場　・廃棄物処理施設
上記以外の施設	・市営住宅　・公園管理事務所等　・自動車車庫等附属建物

※ 「重要な文化財施設及び文化財、資料等を保管している施設」を含みます。

(2) 耐震化の現状と目標

平成 27 年 3 月末時点で、公共建築物の対象建築物 213 棟の耐震化率（棟数ベース）は 67.1% となっています。このうち、災害時の拠点となる施設の耐震化率は 91.6% です。

公共建築物の耐震化の目標は、令和 3 年度までに、災害時の拠点となる施設は 100%、その他施設は 95% 以上とします。

なお、目標達成に向けて、鎌倉市公共建築物耐震対策の実施方針に基づき、建築物の防災上の位置付けの他、施設の利用状況、耐震診断結果等を踏まえ、耐震化を推進していきます。

表 耐震化率の現状と目標

(平成 26 年度末時点)

	総数 [棟] ①	新耐震 [棟] ②	昭和56年5月以前 [棟]		耐震化率 ((②+③)/①)	令和 3 年度 目標 耐震化率
			耐震化済 ③	未実施 ④		
災害時の拠点となる施設	83	31	45	7	91.6 %	100 %
その他施設	130	52	15	63	51.5 %	
福祉施設等	27	18	7	2	92.6 %	
市民利用施設	23	13	2	8	65.2 %	
都市の供給処理施設	16	9	2	5	68.8 %	
上記以外の施設	64	12	4	48	25.0 %	
合計 (うち特定既存耐震不適格建築物等)	213 (66)	83 (22)	60 (33)	70 (11)	67.1 % (83.3 %)	

※1 特定既存耐震不適格建築物とは、次ページの表に示す「特定既存耐震不適格建築物」の用途・規模を満たす建築物をいいます。

※2 建築物の棟数は、平成 19 年 9 月の促進計画策定時では、エキスパンションで区切られた部分は別棟として計上していましたが、取扱いが変更となったことから、棟数は異なります。

※3 上記以外の施設のうち、市営住宅（44 棟）については、鎌倉市公共施設再編計画（平成 27 年 3 月）において、1～2 箇所程度に集約化して整備する方針としています。

※4 対象建築物の延べ面積の合計は 363,663 m² で、うち、新耐震及び耐震化済の延べ面積は 285,490 m² であり、床面積ベースの耐震化率は 78.5% です。

表 特定既存耐震不適格建築物等の用途・規模

建築物用途		【努力義務 指導対象】 特定既存耐震不適格建築物 法第 14 条 法第 15 条第 1 項 令第 6 条第 1、2 項	【指示対象】 特定既存耐震不適格建築物 法第 15 条第 2 項 令第 8 条第 1、2 項	【耐震診断義務対象】 要緊急安全確認大規模建築物 法附則第 3 条 令附則第 2 条第 1、2 号
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校 上記以外の学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む) 階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)
体育館（一般の公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
ホテル、旅館				
賃貸共同住宅、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 700 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供するものを除く）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	階数 1 以上かつ 500 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物)	

第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

1 耐震化の促進に係る基本的な考え方

(1) 建築物の所有者等による耐震化の推進

建築物の耐震化の促進のためには、建築物の所有者等が自らの生命・財産は自らが守るという意識を持つとともに、所有または管理する建築物の倒壊等により周辺の安全に支障を来すことがないよう、建築物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震化を進めることができます。

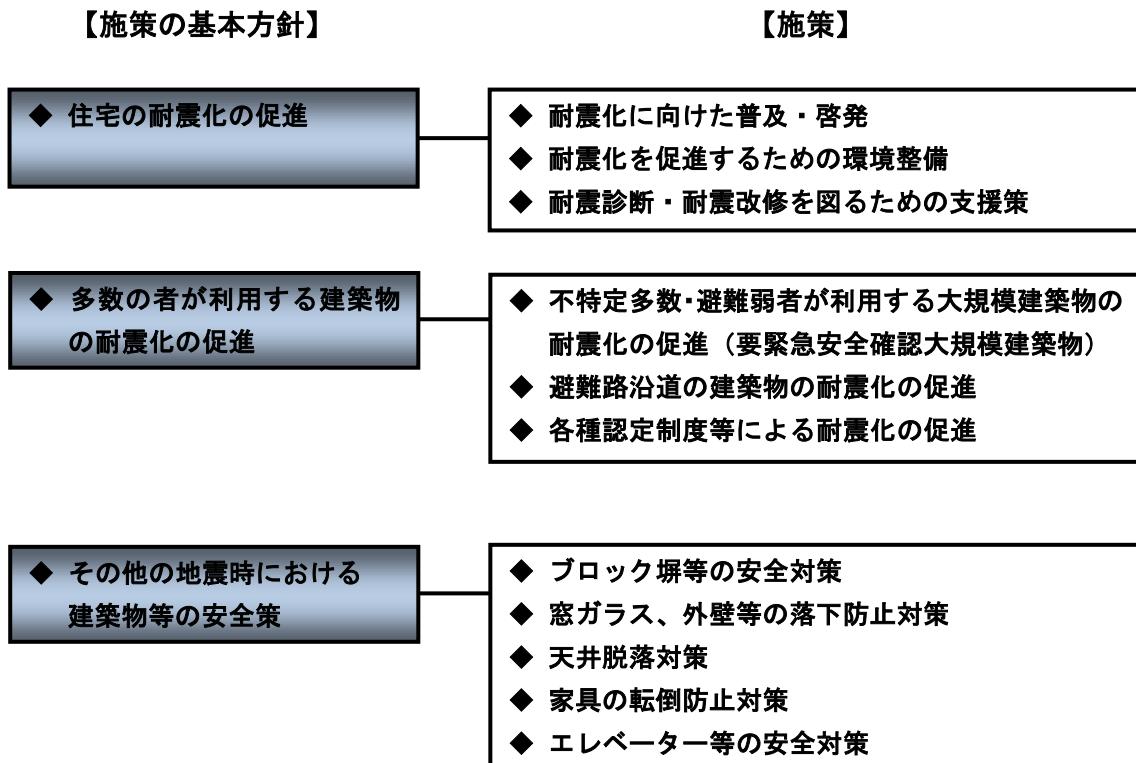
そのために、建築物の耐震化に関する責任が所有者等にあることを自覚してもらえるように意識啓発を進めていきます。

(2) 国、県及び市による建築物の所有者等への支援

建築物の所有者等が建築物の耐震化を行いやすいように、国・県・市は適切な情報提供をはじめとして、環境整備や、耐震診断・耐震改修に係る負担軽減のための支援策等を実施しています。

2 耐震化を促進するための施策

改正耐震改修促進法への対応を図るとともに、耐震化を促進するため、様々な施策を総合的かつ効果的に展開します。



3 住宅の耐震化の促進

(1) 耐震化に向けた普及・啓発

市は住宅の所有者等に対して、地震に対する建築物の安全性を確保することの重要性を認識してもらうなど、建築物の耐震化に対する意識の向上を図るため、意識啓発や知識の普及を行います。

ア パンフレットの配布や広報媒体を活用した普及啓発

住宅の耐震化に係る普及啓発のためのパンフレットを配布し、耐震化の重要性について意識啓発に努めます。また、耐震化に係る情報を広報かまくらや市のホームページへ掲載するなど、広報媒体を活用した啓発を行います。

(2) 耐震化を促進するための環境整備

住宅の所有者等が耐震化に取組みやすいような環境を整備します。

ア 市民相談体制等

相談窓口を設置して、市民からの住宅の耐震化に関する相談に対応します。窓口では、木造住宅の耐震性に関する自己点検の方法、補強方法の概要及び耐震化に関する補助制度等について、情報を提供するよう努めます。

イ 共同住宅における区分所有者の合意形成の支援

共同住宅の耐震化の促進については、区分所有者の合意形成が大きな課題となっています。そのため、市では耐震改修に関するアドバイザーの派遣を実施し、合意形成に向けての支援を行います。

ウ 自治会でのセミナー、講習会等の開催

耐震診断及び耐震改修の重要性や必要性について周知を図るため、市と一般社団法人神奈川県建築士事務所協会等の関係団体が連携して、自治会での耐震セミナーや相談会等を開催します。

(3) 耐震診断・耐震改修を図るための支援策

耐震診断や耐震改修にかかる費用について、その一部の助成を行うとともに、税の優遇措置等についての周知を行っています。

ア 国の支援

国の「社会資本整備総合交付金」等を活用し、耐震診断、耐震改修の促進を図っています。

イ 県の支援

「神奈川県市町村消防防災力強化支援事業」(平成23年度～)により、市町村が行う新耐震基準が導入される以前に建築された木造住宅の耐震診断補助及び耐震改修補助に対し、県より市町村への財政支援が行われています。上記の国庫補助と併せて、耐震診断、耐震改修の促進を図っています。

ウ 市の支援

鎌倉市耐震相談及び耐震診断の実施に関する要綱に基づき、旧耐震基準の木造住宅の無料の耐震相談窓口の開設及び耐震診断に係る費用の一部を助成しています。前述した耐震診断により耐震性がないと判断された建築物については、耐震改修工事等に係る費用の一部を助成しています。

また、旧耐震基準の分譲マンションの耐震診断に係る費用の一部を助成するとともに、耐震改修工事等に係る費用の一部を助成する制度の創設を検討します。

エ 税の特例措置

令和3年末までに一定の耐震改修工事を行った場合、所得税の控除^{※1}が受けられます。

また、令和3年末までに一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額^{※2}が受けられます。

市では、これらの制度の周知を図るとともに、関係団体や住宅の所有者等へ、制度の活用について働きかけています。

※1 所得税の控除とは、旧耐震基準により建築された住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、国が定める算出方法に基づく「耐震改修工事の標準的な費用の額」から市が交付した補助金額を差し引いた額の10%相当額（上限25万円）が所得税から控除される制度です。（平成27年7月1日時点）

※2 固定資産税の減額とは、旧耐震基準により建築された住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120m²相当部分まで）が減額される制度です。また、旧耐震基準により建築された多数の者が利用する特定建築物のうち、耐震診断が義務化された建築物（要緊急安全確認大規模建築物）等が、国の補助を受けながら、平成29年度末までに一定の耐震改修工事を行った場合にも、固定資産税の減額を受けることができます。（平成27年7月1日時点）

4 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

本市では、複数の大規模地震による甚大な人的・物的被害が懸念されており、多数の者が利用する建築物の耐震化を促進することは焦眉の急を要する課題です。そこで、市では当該民間建築物の耐震化を促進するために、必要な施策を講じます。

特に、改正耐震改修促進法によって、平成 27 年 12 月 31 日までに耐震診断の実施と、その結果を所管行政庁へ報告することが義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物については、重点的に耐震化の促進を図ります。

(1) 不特定多数・避難弱者が利用する大規模建築物の耐震化の促進

市内には、不特定多数・避難弱者が利用する大規模建築物（要緊急安全確認大規模建築物）は 36 棟あります。

これらの建築物は、地震で倒壊すると甚大な被害が発生するおそれがあることから、建築物の所有者等は、耐震改修促進法に基づいて平成 27 年 12 月 31 日までに耐震診断を実施して、安全性を確認することが必要です。

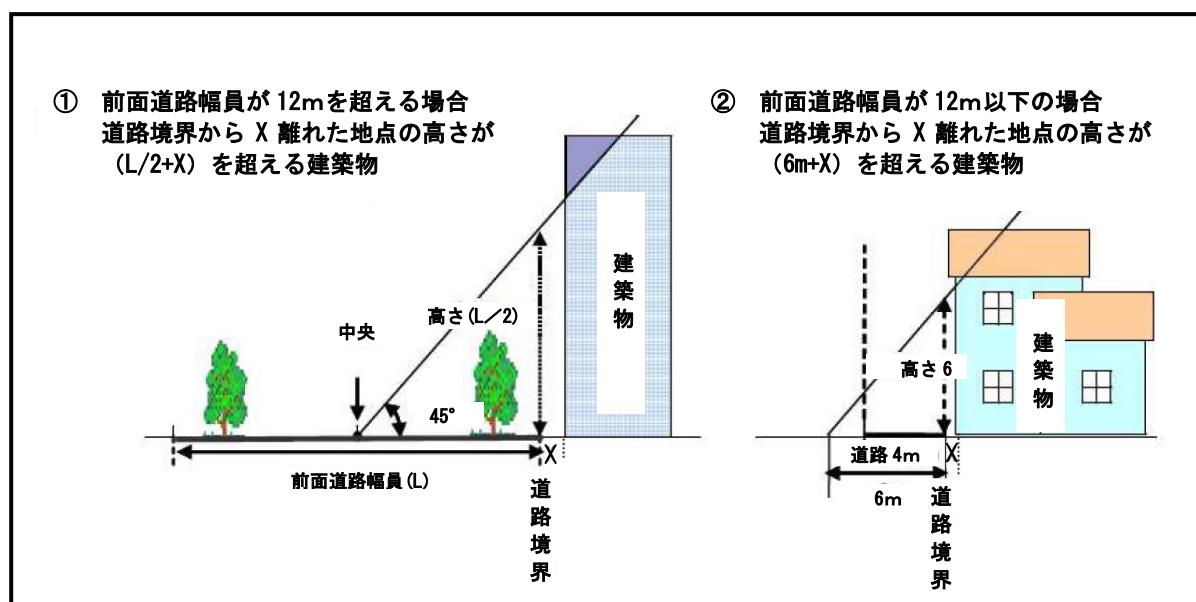
耐震診断によって耐震改修が必要とされた建築物については、早急に耐震改修や建替えができるよう、市は、国や県と連携して必要な環境整備を進めます。

(2) 避難路沿道の建築物の耐震化の促進

地震により、緊急輸送道路などの防災上重要な道路に接する建築物の倒壊等で通行障害が起こらないように、緊急輸送道路沿道の建築物について耐震化を促進することが重要です。通行障害を起こした場合、広域的な避難や救急・消火活動に大きな支障をきたし、緊急物資等の輸送や、復旧・復興活動を困難にさせることができます。

そこで、市では、耐震診断義務路線及び耐震診断努力路線を指定し、建築基準法の新耐震基準が導入される前の建築物で、緊急輸送道路沿道の一定の高さ以上の建築物について、耐震化を促進していきます。

一定の高さ以上の建築物



ア 耐震診断義務路線

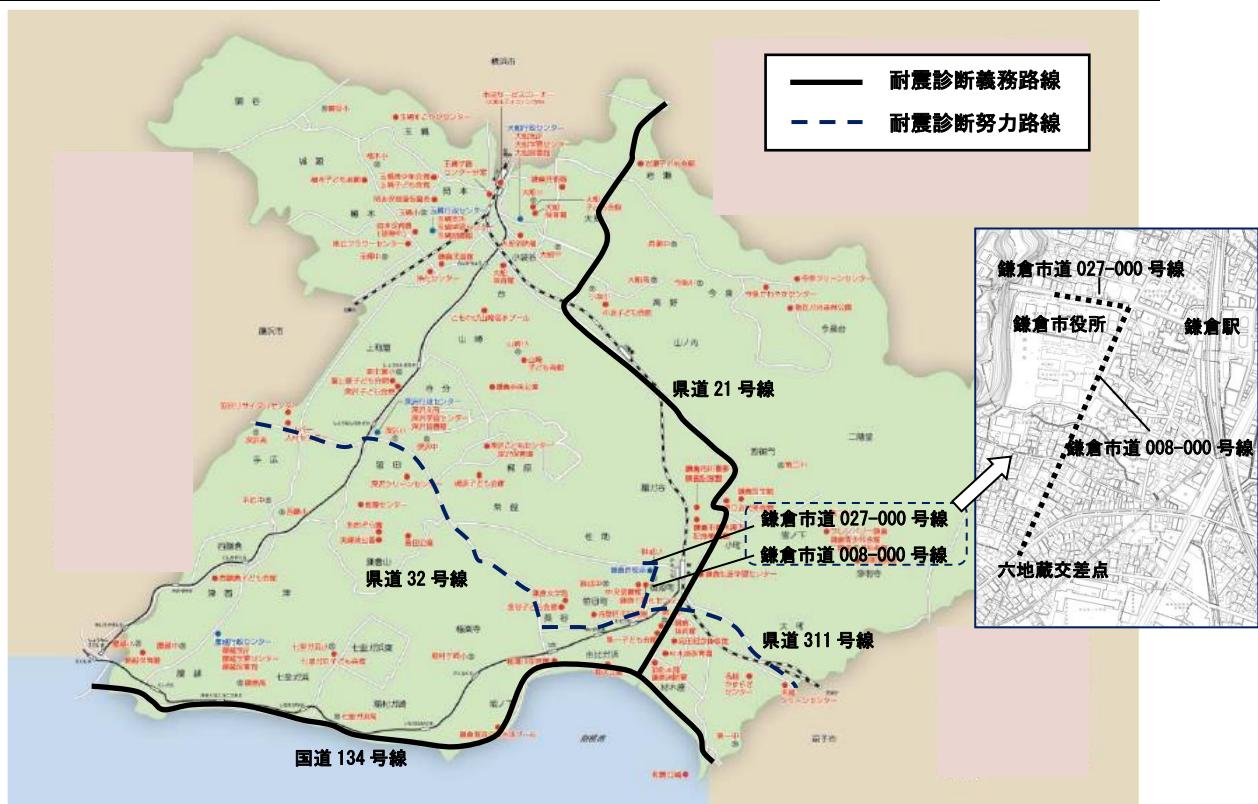
耐震改修促進法第6条第3項第1号の規定に基づき、新耐震基準が導入される前の建築物で、耐震診断義務路線に接する一定の高さ以上の建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を令和3年3月31日までに、市に報告しなければなりません。

	耐震診断義務路線	区間	緊急輸送道路
1	国道 134 号線	本市区間全線	神奈川県第1次 緊急輸送道路
2	県道 21 号線（横浜鎌倉線）	本市区間全線	

イ 耐震診断努力路線

耐震改修促進法第6条第3項第2号の規定に基づき、新耐震基準が導入される前の建築物で、耐震診断努力路線に接する一定の高さ以上の建築物は、耐震診断等に努めるものとします。

	耐震診断努力路線	区間	緊急輸送道路
1	県道 32 号線（藤沢鎌倉線）	本市区間全線	神奈川県第2次 緊急輸送道路
2	県道 311 号線（鎌倉葉山線）	本市区間全線	
3	鎌倉市道 008-000 号線	鎌倉市道 027-000 号線交点～ 県道 311 号線交点	
4	鎌倉市道 027-000 号線	鎌倉市役所～ 鎌倉市道 008-000 号線交点	



(4) 各種認定制度等による耐震化の促進

平成 25 年の耐震改修促進法の改正では、建築物の耐震改修の促進策が複数設けられました。市では、これら耐震改修促進法の各種認定制度を活用して建築物の耐震化を促進していきます。

ア 耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率等の緩和

今まででは、耐震改修を行う際に、床面積が増加することにより、有効に活用のできない耐震改修工法がありました。今後は、建築物の耐震改修の計画について、市の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築する建築物について、容積率、建ぺい率の特例措置が認められるため、耐震改修工法の選択肢が増えます。

イ 建築物の地震に対する安全性の表示制度

建築物の所有者等は、市から建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができます。認定を受けた建築物は、広告等に、その旨を表示することができます。

ウ 区分所有建築物の議決要件の緩和

耐震診断を行った区分所有建築物の所有者等は、市から当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。これにより、認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法に規定する共用部分の変更決議について、 $3/4$ 以上から $1/2$ 超（過半数）に緩和されます。

5 その他の地震時における建築物等の安全対策

建築物の耐震化の促進のほかに、地震発生時における安全性の向上を図るため、次の取組を進めます。

(1) ブロック塀等の安全対策

地震発生時のブロック塀等の倒壊を防ぎ、安全性を確保するため、通学路や生活道路等におけるブロック塀等の正しい施工技術基準の普及、啓発を行うとともに、既存ブロック塀等の解体工事に係る費用の助成を行います。

(2) 窓ガラス、外壁等の落下防止対策

大規模な地震が発生した際には、建築物の倒壊だけでなく、窓ガラスの飛散や外壁、看板など、建築物の外装材等の損壊・落下による被害も懸念されます。

このため、地震発生時に建築物からの落下物を防ぎ、安全性を確保するために、建築物の所有者等に対して適正な維持管理の啓発、指導を行います。

(3) 天井脱落対策

平成 23 年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生しました。そして、そのことをふまえて、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められています。そこで、既存の建築物について定期報告制度による状況把握を行い、建築物の所有者等に新たな基準の周知を行うとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう指導します。

(4) 家具の転倒防止対策

防災読本等により、家具の転倒防止対策について周知するとともに、家具の固定方法等の普及を図ります。

(5) エレベーター等の安全対策

平成 17 年の千葉県北西部の地震では、首都圏の多くのビルでエレベーターの緊急停止による閉じ込め事故が発生し、地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。また、平成 23 年の東日本大震災では、エスカレーターの脱落等が複数確認されたことから、新たな基準が定めされました。

このため、エレベーター・エスカレーターが設置された建築物の所有者等に、建築基準法の定期検査などの機会を活用して、地震時のリスクなどを周知し、安全性の確保を図るよう指導します。

1 耐震改修促進法による指導・助言の実施

改正耐震改修促進法により、耐震関係の基準に適合していない全ての住宅・建築物について、耐震化の努力義務が課されました。

このため、市では、建築物の耐震診断及び耐震改修の確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、対象となる建築物の所有者等に必要な指導及び助言を行います。

特に、建築指導課窓口で行う個別相談などの機会を捉えて、耐震診断及び耐震改修の必要性について助言等を行います。

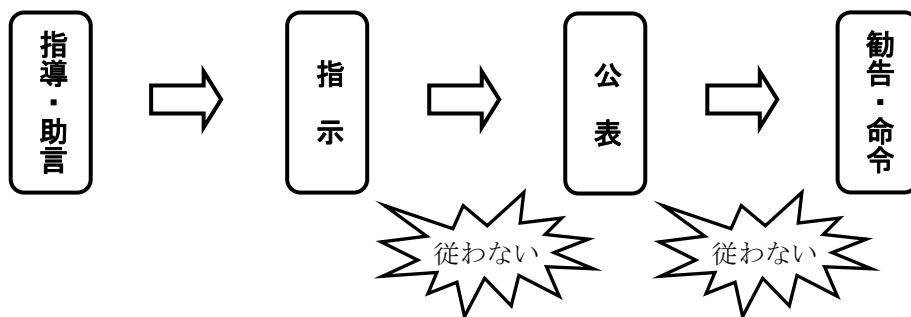
2 耐震診断の実施を義務付けられた建築物への対応

耐震改修促進法で耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物と、促進計画で耐震診断を義務付けた建築物については、所有者等に対して個別に通知を行うなど、制度の十分な周知に努め、耐震診断及び耐震改修の確実な実施を促します。

その後、期限までに耐震診断が実施されない場合は、個別の通知等により耐震診断の実施を促し、それでも実施しない所有者等については、相当の期限を定めて耐震診断の実施を命じ、併せて、その旨を公表します。

また、耐震診断の結果、耐震改修等が必要となる場合は、市が必要に応じて指導及び助言を行い、指導に従わない場合は、必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表します。

公表してもなお、耐震改修等を行わない場合には、建築基準法に基づいた勧告や命令を実施します。



3 耐震診断の結果の公表

建築物の所有者等から報告を受けた耐震診断の結果については、国土交通省令に基づき、ホームページで公表します。

關 連 要 紅 等

1 鎌倉市耐震相談及び耐震診断の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震時における建築物の安全に対する市民の意識の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、市民が自ら所有し居住する建築物についての耐震診断及び耐震改修に係る相談並びに当該建築物の耐震診断を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(耐震診断)

第2条 この要綱による「耐震診断」とは、「木造住宅の耐震診断と補強方法」(国土交通省住宅局建築指導課監修)に基づいて行う一般診断法による耐震診断(以下「一般診断」という)をいう。

(対象建築物)

第3条 この事業の対象となる建築物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市民が自ら所有し居住する建築物であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建住宅、2世帯住宅又は店舗兼用住宅であること。
- (3) 地上2階建以下の木造建築物(枠組壁工法及びプレハブ工法の住宅を除く。)であること。

(相談窓口の設置等)

第4条 市長は、耐震診断及び耐震改修についての相談窓口を設置し、専門知識を有する相談員(以下「相談員」という。)により、耐震相談業務を行うものとする。

2 前項の規定による相談窓口を設置する日は、市長が別に定める。

(相談申込手続)

第5条 相談窓口を利用しようとする者(以下「相談者」という。)は、あらかじめ市長に申し込まなければならない。

(耐震相談)

第6条 相談員は、相談窓口において、相談者の持参した建築物の平面図等の資料により簡易診断(「木造住宅の耐震診断と補強方法」(国土交通省住宅局建築指導課監修)に基づいて行う耐震診断で、誰でもできるわが家の耐震診断を参考として行う耐震診断)を行い、耐震診断結果書を作成し、回答するとともに、耐震改修について必要な助言又は指導を行うものとする。

(現地耐震診断)

第7条 相談者は、相談員が現地に赴き行う一般診断(以下「現地耐震診断」という。)を受けることができるものとする。

2 相談員は、現地耐震診断を行ったときは、耐震診断結果報告書を作成し、相談者に回答するとともに、速やかに市長に報告しなければならない。

(現地耐震診断の費用負担)

第8条 相談者は、相談員が現地耐震診断を行ったときは、当該現地耐震診断に要する費用を負担しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による現地耐震診断に要する費用の一部を、当該現地耐震診断を受けた者(以下「受診者」という。)に対し補助することができる。

2 前項の規定による補助金の額は、50,000円とする。

3 受診者は、第1項の規定による補助を受けようとするときは、現地耐震診断補助金交付申請書(第1号様式)により、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、速やかに審査を行い、補助金の交付の適否を決定し、現地耐震診断補助金交付決定通知書(第2号様式)により、受診者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第 11 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 12 条 前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(その他の事項)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 7 年 11 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 22 年 4 月 9 日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 9 日から施行する。

(鎌倉市現地耐震診断補助金交付要綱の廃止)

2 鎌倉市現地耐震診断補助金交付要綱は、廃止する。

付 則 (平成 25 年 4 月 10 日決裁)

この要綱は、平成 25 年 4 月 10 日から施行する。

2 鎌倉市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在来工法の既存木造住宅の耐震改修工事を促進することにより、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、地域住宅計画（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第6条第1項の規定に基づき作成された地域住宅計画をいう。）に基づき、一般診断又は精密診断、補強設計、耐震改修工事及び工事監理（以下「耐震改修工事等」という。）に要する費用に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 現地耐震診断 鎌倉市耐震相談及び耐震診断の実施に関する要綱（以下「耐震診断要綱」という。）第7条の規定に基づき、現地に赴いて行われた耐震診断をいう。
- (2) 簡易診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法」（国土交通省住宅局建築指導課（以下「国交省」という。）監修）に基づく誰でもできるわが家の耐震診断を参考として建築士が行う耐震診断をいう。
- (3) 一般診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法」（国交省監修）に基づく一般診断法により建築士が行う耐震診断をいう。
- (4) 精密診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法」（国交省監修）に基づく精密診断法により建築士が行う耐震診断をいう。
- (5) 補強設計 一般診断又は精密診断の結果に基づいて行う耐震改修工事の実施のための補強計画の作成等をいう。
- (6) 耐震改修工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する許可（建築工事業又は大工工事業に限る。）を受けている者が行う工事で、一般診断又は精密診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅を総合評点が1.0以上に改修する工事をいう。
- (7) 低所得者世帯等 次のいずれかに該当する世帯をいう。
 - ア 過去2年間市民税が非課税の世帯
 - イ 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する身体障害のある者がいる世帯
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する精神障害のある者がいる世帯
 - エ 療育手帳の交付を受け、障害の程度がA1、A2又はB1のいずれかに該当する知的障害のある者がいる世帯
 - オ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者がいる世帯

(補助対象建築物)

第3条 この要綱において、補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、市内に存する木造建築物であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した一戸建住宅、二世帯住宅又は店舗兼用住宅であること。
- (2) 土上2階建以下の建築物（枠組壁工法又はプレハブ工法の住宅を除く。）であること。
- (3) 現地耐震診断又は市長が別に指定した者が現地に赴き行った一般診断若しくは精密診断の結果、総合評点が1.0未満であること。

(4) 過去にこの要綱による補助金を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 この要綱において、補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有し、かつ、補助対象建築物について耐震改修工事等を同一年度中に実施する者で次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象建築物を所有し、かつ、居住していること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 交付決定通知日以降、原則としてその年度の2月末日までに耐震改修工事を終了し、かつ、補助金の交付請求を行うことができること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

(1) 一般診断又は精密診断に要する経費（現地耐震診断を一般診断で受け、耐震診断要綱第9条に規定する補助金が交付された場合の当該補助金額を除く。）

(2) 補強設計に要する経費

(3) 耐震改修工事に要する経費

(4) 工事監理に要する経費

(補助金の額等)

第6条 耐震改修工事等を行った者に対する補助金の額は、耐震改修工事等に要する経費の2分の1の額とし、70万円を上限とする。ただし、耐震改修工事等を行った者の世帯が低所得者世帯等の場合は、80万円を上限とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震改修工事を行う前までに、木造住宅耐震改修工事費等補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し（補助金の交付を受けようとする者の世帯が低所得者世帯等の場合は、世帯全員が記載されたもの）

(2) 補助対象建築物に係る登記事項証明書若しくは固定資産（家屋）評価証明書又はこれに類すると市長が認める書類

(3) 現地耐震診断の結果報告書の写し

(4) 市税の納税証明書

(5) 耐震改修工事の計画書

(6) 耐震改修工事を施工するために必要な工事図面及び仕様書

(7) 耐震改修工事等に要する費用の見積書の写し

(8) 補強設計前後の一般診断又は精密診断の結果報告書（以下「結果報告書」という。）の写し
(現地耐震診断を一般診断で受けた場合は、補強設計後の結果報告書の写し)

(9) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者の世帯が低所得者世帯等の場合は、前項に規定する図書のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める図書を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 第2条第7号アに該当する世帯 世帯全員の過去2年分の市民税・県民税証明書

(2) 第2条第7号イに該当する世帯 身体障害者手帳の写し

(3) 第2条第7号ウに該当する世帯 精神障害者保健福祉手帳の写し

(4) 第2条第7号エに該当する世帯 療育手帳の写し

(5) 第2条第7号オに該当する世帯 介護保険被保険者証の写し

3 耐震診断要綱第8条の規定による補助金の交付を受けてから1年を経過していない者が、第1項の申請をしようとするときは、同項第3号に掲げる図書の添付を省略することができる。
(交付の決定)

第8条 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を木造住宅耐震改修工事費等補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(申請の変更又は取下げ)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合、耐震改修工事費が確定し補助申請額に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合には、木造住宅耐震改修工事費等補助金交付（変更・取下げ）申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定変更通知等)

第10条 市長は、前条の申請により交付決定の変更の承認若しくは不承認又は取下げの承認を行った場合には、木造住宅耐震改修工事費等補助金交付決定（変更・取下げ）通知書（第4号様式）により当該補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(中間検査)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、当該申請に係る工事が、補強に係る金物及び筋交い等の施工後、視認可能な時点に達したときは、中間検査を受けなければならない。この場合において、当該検査は施工現場に市の職員が立ち会って行うものとする。

(完了報告)

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付に係る耐震改修工事が完了したときは、木造住宅耐震改修工事完了報告書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の完了報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事監理報告書の写し
- (2) 耐震改修工事を実施する箇所ごとの施工前及び施工後の状態を撮影した写真
- (3) 耐震改修工事等に関する契約書の写し並びに領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の規定による完了の報告を受けた場合は、速やかに書類審査を行い適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、木造住宅耐震改修工事費等補助金額確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた者で補助金の支払いを受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第15条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 市税を滞納したとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

付 則 (平成22年4月9日決裁)

この要綱は、平成22年4月9日から施行する。

付 則 (平成23年9月26日決裁)

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

付 則 (平成24年4月2日決裁)

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

付 則 (平成24年7月3日決裁)

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

付 則 (平成24年12月4日決裁)

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

付 則 (平成25年4月10日決裁)

この要綱は、平成27年8月17日から施行する。

付 則 (平成27年8月17日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日（以下「施行日」という）から施行する。

（補助対象建築物の特例）

2 施行日前において、改正前の第3条第3号に規定する簡易診断又は鎌倉市耐震相談及び耐震診断の実施に関する要綱第7条に規定する簡易診断を受け、総合評点が1.0未満であった建築物については、この要綱に基づく補助の対象とする。

3 鎌倉市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀等の除却工事をする者に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 鉄筋コンクリート塀、コンクリートブロック塀、鉄筋コンクリート組立塀(万年塀) 及び組積(石、レンガ等)造の塀をいう。
- (2) ブロック塀等の除却 ブロック塀等、門柱及びこれらの基礎の一部又は全部を解体撤去することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本市内においてブロック塀等を所有し、又は管理し、かつ、原則として申請年度の2月末日までに工事を完了し、補助金の交付請求を行うことができる者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該ブロック塀等について、鎌倉市から危険である旨の指導又は勧告を受けた者
- (2) 鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱(昭和55年4月告示第6号。以下「みどり補助要綱」という。)による接道緑化事業を同時に行おうとする者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、補助金の交付対象者としない。

- (1) 販売を目的として整地や建物解体工事をする際にブロック塀等の除却をする者
- (2) 鎌倉市狭い道路拡幅整備事業によりブロック塀等を除却する者
- (3) 建築物の新築又は改築等の建築の際にブロック塀等を除却する者(前項第2号に該当する者を除く。)
- (4) 当該ブロック塀等が設置されている場所において、この要綱に基づき補助金の交付を受けたことがある者

(補助金の交付対象基準)

第4条 補助金の交付対象となるブロック塀等は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

- (1) 申請者以外の第三者が通行する道路等に面し、延長が1メートルを超え、かつ、高さが1メートル(擁壁の上に築造されている場合は、擁壁を含む高さが1メートルを超えるもの)を超えるもの
- (2) みどり補助要綱により接道緑化事業を併せて行おうとするブロック塀等で、緑化する接道部範囲内(道路から3m以内)にあるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、除却工事に要する経費内において次に掲げる額の合算額(当該合算額が10万円を超えるときは10万円とする。)とする。

(1) ブロック塀等の塀部

分は、別表に定める塀の種類に応じ、単位当たりの補助する経費の額に、除却する部分の見付面積(門柱又は控え壁がある場合は、その見付面積を加算する。)を乗じた額とする。

- (2) ブロック塀等のコンクリート又は鉄筋コンクリートの基礎部分は、別表に定める塀の種類に応じ、単位当たりの補助する経費の額に、除却する部分の延長(門柱又は控え壁がある場合は、その延長を加算する。)を乗じた額とする。

2 前項の補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事に着手する前に、危険ブロック塀等対策事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 案内図

(2) ブロック塀等の位置、構造、延長及び高さを記入した見取り図

(3) 現況の写真

(4) ブロック塀等の除去工事に要する費用の見積書の写し

(5) みどり補助要綱に基づく接道緑化を併せて行おうとするときは、まち並みのみどりの奨励事業補助金申請書の写し

(6) ブロック塀等の一部を残すものであるときは、残される塀の構造が分かる図面

(補助金の交付決定・通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査を行い、適當と認めたときは、申請者に対し危険ブロック塀等対策事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(申請の変更又は取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合及び補助申請額に変更が生じた場合、又は申請を取り下げる場合には、危険ブロック塀等対策事業補助金交付（変更・取下げ）申請書（第3号様式）を、変更にあっては変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定（変更・取下げ）通知)

第9条 市長は、前条の申請により交付決定の変更の承認、不承認又は取下げの承認を行った場合には、危険ブロック塀等対策事業補助金交付決定（変更・取下げ）通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(完了届)

第10条 第7条又は前条の規定により通知を受けた者は、ブロック塀等の除却工事が完了したときは、危険ブロック塀等対策事業工事完了届（第5号様式）に除却工事後の写真を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定により危険ブロック塀等対策事業工事完了届の提出があったときは、当該除却工事完了の確認を行い、適當と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金受領者の遵守事項)

第12条 補助金の交付を受けた者（以下「補助金受領者」という。）は、次に掲げる行為を遵守しなければならない。

(1) 解体工事は専門の施工業者に依頼すること。

(2) 原則として、ブロック塀を再築しないこと。

(3) ブロック塀等を再築しなければならないときは、前面に生垣等を設けるなど景観や環境に配慮した計画とすること。

(補助金の交付決定の取消し、返還)

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた者又は補助金受領者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全額若しくは一

部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請に不正行為があったとき。
- (2) 前条各号に規定する補助金受領者の遵守事項に違反したとき。

(その他の事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年2月告示第23号）の定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

4 鎌倉市マンション耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震時における建築物の安全に対する市民の意識の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、マンションについて実施する耐震診断に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 住戸数の過半が区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）の居住の用に供するものであり、かつ、住宅部分の延べ面積が全体の過半であるものをいう。
- (2) 管理組合 区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。
- (3) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第1項に規定する基本方針に基づき行う耐震診断であって、次号に定める耐震判定委員会により耐震診断の結果の妥当性について評価を受けることをいう。
- (4) 耐震判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震診断の結果等に関する評価・判定等を行う機関をいう。

(実施の範囲)

第3条 市長は、補助金の交付は当該年度の予算の範囲内で行うものとし、必要に応じて年度ごとに補助金の交付予定件数、受付時期等を定めることができる。

(補助金の交付対象建築物)

第4条 耐震診断の補助金の交付対象となるマンションは、昭和56年5月31日以前に建築工事に着手したもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 鎌倉市耐震改修アドバイザー派遣事業実施要綱に基づくアドバイザーの派遣を受けたもの
- (2) 建築図面（平面図、構造図等）があるもの
- (3) 管理組合の集会において、耐震診断の実施に関する決議がなされているもの
- (4) 耐震診断の結果について、耐震判定委員会により適正であるとの評価を受けたもの

(補助金の額)

第5条 耐震診断に係る補助金の額は、マンション1棟につき、耐震診断に要する経費の2分の1の額で、150万円を上限とする。ただし、延べ面積が1,000平方メートル未満の場合は、1平方メートル当たり1,500円を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てるとしてする。

(補助金の交付対象者)

第6条 耐震診断に係る補助金の交付の対象となる者は、耐震診断を同一年度中に実施するマンションの管理組合とする。

(補助金の交付申請)

第7条 管理組合は、補助金の交付を申請しようとするときは、耐震診断を行う前までに鎌倉市マンション耐震診断補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建築年度を証明する書類（建築確認申請書の写し、固定資産税家屋評価証明書の写し等）
- (2) 管理組合の規約の写し
- (3) 第4条第3号に規定する耐震診断の実施に関する決議がされていることを証する議事録等

の写し

- (4) 耐震診断に係る費用の見積書の写し
- (5) 居住状況一覧表（各戸の区分所有者の居住状況がわかるもの）
- (6) 住宅部分の延べ面積の割合が確認できる書類
(補助金の交付決定通知書)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに補助金交付の適否を決定し、その結果を鎌倉市マンション耐震診断補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるとときは、条件を付すことができる。

(申請の変更又は取下げ)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合、補助申請額に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合には、鎌倉市マンション耐震診断補助金交付（変更・取下げ）申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付変更決定通知等)

第10条 市長は、前条の申請により交付決定の変更の承認、不承認又は取下げの承認を行った場合には、鎌倉市マンション耐震診断補助金交付（変更・取下げ）決定通知書（第4号様式）により当該補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(完了報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、耐震診断が完了したときは、鎌倉市マンション耐震診断完了報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断の実施に関する契約書の写し
- (2) 耐震診断の結果報告書の写し
- (3) 耐震診断の費用を支払ったことを証する領収書等の写し
- (4) 耐震判定委員会の評価・判定書等の写し
(補助金の確定通知)

第12条 市長は、前条の報告書が適當と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、鎌倉市マンション耐震診断補助金額確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の支払いを受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則（平成27年8月26日決裁）

この要綱は、平成27年9月3日から施行する。

5 鎌倉市公共建築物耐震対策の実施方針

1 目的

鎌倉市公共建築物耐震対策の実施方針（以下「実施方針」という。）は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）に基づいて策定された「鎌倉市耐震改修促進計画（平成27年9月改定）」（以下「促進計画」という。）に則り、平成32年度の耐震化の目標である「災害時の拠点となる施設の耐震化率100%」、「その他施設の耐震化率95%以上」の達成に向けて、市有建築物の耐震化に係る実施方針を示すものです。

なお、東日本大震災を受け、新たな震災への備えとして、国から各種指針等が出されており、耐震化を図る際にはこれらの対策とも整合を取り、より良い震災対策を目指すものとします。

2 対象建築物

促進計画に示す条件の市有建築物を対象とします。

また、促進計画における用途区分による「防災上重要な建築物」の分類は表－1のとおりです。

表－1 用途区分による「防災上重要な建築物」の分類

用 途（分類の考え方）	施設の例
1. 災害時の拠点となる施設	
災害対策本部等の役割を担う施設	<ul style="list-style-type: none">・市役所・消防署、消防出張所
地域防災拠点、避難所、一時滞在施設、福祉避難所等として位置づけられている施設	<ul style="list-style-type: none">・地域防災拠点（支所）・避難所（ミニ防災拠点）（小中学校）・一時滞在施設（鎌倉生涯学習センター、鎌倉芸術館）・福祉避難所（老人福祉センター）
2. その他施設	
福祉施設等	<ul style="list-style-type: none">・保育園、子どもの家、子ども会館・高齢者福祉施設
市民等利用施設 (不特定多数が利用する施設)	<ul style="list-style-type: none">・青少年会館、学習センター、中央図書館、スポーツ施設等・博物館、美術館、記念館等*
都市の供給処理施設	<ul style="list-style-type: none">・下水処理場・廃棄物処理施設
上記以外の施設	<ul style="list-style-type: none">・市営住宅・公園管理事務所・自動車車庫等附属建物

* 「重要な文化財施設及び文化財、資料等を保管している施設」を含みます。

3 必要とする耐震安全性

（1）耐震安全性の基準

促進計画における耐震安全性の基準は表－2のとおりです。

表－2 耐震安全性の基準

構造種別	指標	基準値
鉄筋コンクリート造(RC)・鉄骨造(S) 鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC)	I_s (構造耐震指標)	0.6
	q (保有水平耐力に係る指標)	1.0
木造	I_w (上部構造評点)	1.0

(2) 市有建築物の耐震安全性の目標

市有建築物については、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成6年12月15日、最終改正 平成25年3月29日）」と市有施設の防災上の位置づけを勘案し、表－3のとおり耐震安全性の目標を設定します。

ただし、耐震安全性の目標に基づき耐震改修を行うことにより、施設の機能が失われる場合、違法となる場合、耐用年数・建替え計画の有無を勘案し、費用対効果が著しく低い場合は、別の区分を適用することができるものとします。

なお、既に耐震診断を実施し、耐震化の方針が定まっているものについては、本目標は適用しません。

表－3 施設の区分と構造体の耐震安全性の目標

	区分	必要保有水平耐力を算出する際の係数	RC・S・SRC造 (I_s)	木造 (I_w)
(1)	災害対策本部 消防署・消防出張所	1.5	0.9	1.5
(2)	(1)、(3)以外	1.25	0.75	1.25
(3)	市営住宅、公園管理事務所 自動車車庫等附属建物	1.0	0.6	1.0

- (1) 大地震動後、構造体に修繕を必要とする損傷が生じないものであること。
- (2) 大地震動後、構造体に大規模の修繕を必要とする損傷が生じないものであり、かつ、直ちに使用することができるもの。
- (3) 大地震動後、構造体全体の耐力が著しく低下しないもの。

4 耐震化の実施方針

(1) 耐震診断の実施

促進計画に示す市有建築物のうち、昭和56年5月以前に工事着手したものについて、耐震安全性を判定するための耐震診断を実施します。

「特定既存不適格建築物」及び表－1に示す「災害時の拠点となる施設」については、平成26年度に策定予定の公共施設再編計画の先行事業として検討を進めている市営住宅を除き、平成27年度までに耐震診断を実施します。

「特定既存不適格建築物」及び「災害時の拠点となる施設」以外については、平成 26 年現在、対象建築物が全て築 30 年を超える老朽化が進行していることから、今後の活用方法等を検討した上で、耐震診断を実施していくものとします。

(2) 耐震化の実施

耐震化とは、耐震改修（耐震補強）の他、建替え（新築）及び解体（除却）のことをいいます。

耐震診断の結果、表－2 に示す基準値（ I_s 値 0.6 未満、上部構造評点 1.0 未満）を満たしていない施設については、耐震化に向けた取組を行います。

基準値を満たしているものの、耐震安全性の目標を満たしていない場合は、防災機能の見直しや大規模改修等を行う際に耐震安全性の向上が可能か検討を行い、耐震安全性の目標達成を図ります。

ア 避難計画の作成・避難訓練の実施等の対策

耐震診断の結果、基準値に満たない場合は、耐震化が終わるまでの間の対応として、避難計画の作成・避難訓練の実施等の対策を速やかに講じるものとします。

イ 耐震化の時期・方法の決定

耐震診断調査において、耐震診断の他、補強案の作成を行うこととしており、耐震改修促進法における位置づけ、耐震診断結果、補強箇所及び概算工事金額、今後の活用方法等を勘案し、具体的な耐震化の時期、方法を決定します。

耐震改修（耐震補強）、建替えを行う場合は、表－3 の耐震安全性の目標を条件に設計を行います。

なお、耐震診断の結果、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造については表－4、在来木造については表－5 に示す「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」と判断される場合は、優先して耐震化の検討を行います。

表－4 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性

	構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(1)	I_s が 0.3 未満の場合又は q が 0.5 未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
(2)	(1) 及び(3)以外の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(3)	I_s が 0.6 以上の場合で、かつ、 q が 1.0 以上の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

この表において、 I_s 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。

I_s 各階の構造耐震指標

q 各階の保有水平耐力に係る指標

出典：平成 18 年国土交通省告示第 184 号「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」
(平成 18 年 1 月 25 日) (別表第 6)

表一5 木造建築物の構造耐震指標の判定

	構造耐震指標	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(1)	Iw が 0.7 未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
(2)	Iw が 0.7 以上 1.0 未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(3)	Iw が 1.0 以上の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
この表において、Iw は、構造耐震指標を表す数値とする。		

出典：平成 18 年国土交通省告示第 184 号「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」
(平成 18 年 1 月 25 日) (別表第 1)

5 進行管理

市は、促進計画に示す市有建築物の耐震化率（棟数、延べ面積）を算出し、進行管理を行います。

耐震化率算定の基となる市有建築物の棟数は、昭和 56 年 6 月以降に着工の建築物を含む全体の棟数となるため、耐震化済みの建築物数の他、促進計画の対象となる用途・規模に合致する新築・除却建築物等の数の把握も行います。

6 市有建築物の耐震化の情報開示

市は、主な市有建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況等についての情報を公表するものとします。

7 その他の事項

付 則

この実施方針は、平成 27 年 9 月 3 日から施行する。

「市有建築物の耐震診断の取扱について」(平成 8 年 9 月 20 日決裁) 及び「鎌倉市公共建築物耐震対策に関する基本方針」(平成 23 年 7 月 29 日決裁) は、平成 27 年 9 月 3 日をもって廃止する。